

羽生市建設工事等最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能や構造の維持及び保全を図るための業務委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る入札を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象は、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施する工事（総合評価方式による入札は除く。）及び土木施設維持管理とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適正な履行の確保に支障がないと認めたときは、最低制限価格制度の対象としないことができる。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格（羽生市契約規則（昭和39年規則第7号）第9条の規定により決定された価格をいう。以下同じ。）の基礎となる次に掲げる額の合計額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、算出した額が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより算出した額を最低制限価格とする。

- (1) 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた価格をいう。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額
- (2) 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額
- (3) 市長が特に必要と認めた場合 入札書比較価格に10分の6から10分の9.2までの範囲内で市長が定める値を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。ただし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合には1,000円未満の端数を切り上げる。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額

(最低制限価格の記載)

第4条 市長は、対象の入札に係る最低制限価格を設定したときは、当該価格を羽生市契約規則第8条の規定により作成する予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への告知)

第5条 入札の執行に当たっては、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札参加者に告知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 落札者（一般競争入札（事後審査型）における落札候補者を含む。以下同じ。）は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

2 最低の価格をもって入札した者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。